

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月29日 16時26分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市長尾鼻北西方沖 長尾鼻灯台から真方位304° 2.6海里付近 (概位 北緯35° 33.7′ 東経133° 57.8′)
事故の概要	遊漁船若義丸は、北西進中、また、漁船新成丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月10日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 若義丸、4.51トン TT3-5979（漁船登録番号）、個人所有 第272-8299号（船舶検査済票の番号） B 漁船 新成丸、0.8トン TT3-8935（漁船登録番号）、個人所有 第272-19677号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、鳥取市船磯 漁港を出港し、長尾鼻北西方沖で同鼻北西方沖の釣り場に向け約6ノッ トの対地速力で北西進した。 船長Aは、ふだん、長尾鼻北西方沖では他船を見掛けることが少な かったので、船首方に航行に支障となる船舶はいないと思い、操舵室 の下にある機関室の点検を行っていたところ、A船とB船の左舷船尾 部とが衝突した。 船長Aは、漂泊中のB船に気付かず、同じ針路及び速力で航行して いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、長尾鼻北西方沖で機関を中立運 転として、船長Bが左舷船尾部で一本釣り漁を行いながら、船首を南 西方に向けて漂泊した。 船長Bは、長尾鼻北西方沖に北西進中のA船を見たが、航行している A船がB船を避けてくれると思い、漂泊を続けていたところ、至近に

	<p>迫ったA船を見て機関を前進にかけたものの、B船とA船とが衝突した。</p>
分析	<p>A船は、北西進中、船長Aが、ふだん、長尾鼻北西方沖では他船を見掛けることが少なかったため、船首方に航行に支障となる船舶はいないと思い、操舵室下にある機関室の点検を行いながら航行を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、船長Bが、長尾鼻北方沖に北西進中のA船を見たが、航行しているA船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたことから、至近に迫ったA船を見て機関を前進にかけたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北西進中、B船が漂流中、船長Aが、操舵室下にある機関室の点検を行いながら航行を続け、また、船長Bが、航行しているA船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、ふだん、船舶が少ない場所であっても、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、航行中に機関室の点検をする際は、停船して行うこと。 ・ 船長は、漂流中であっても、常時、適切な見張りを行い、接近する船舶を認めたときには、相手船が避けてくれると思わず、衝突を回避する措置を採ること。